



ガザミ有明海 令和5年度資源評価結果

生物学的特性

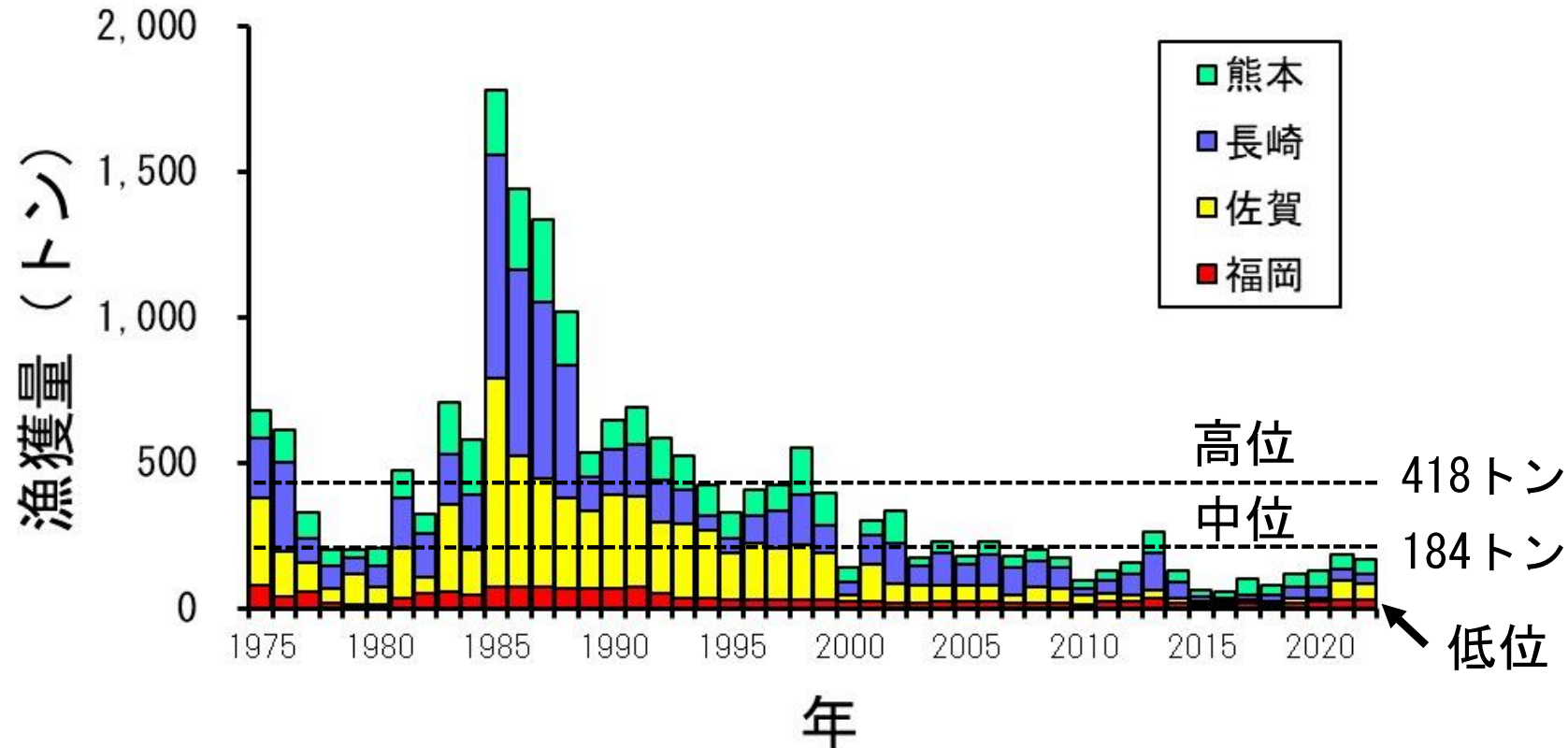


生物学的特性

- 寿命：2～3年
- 成熟開始年齢：1歳未満
- 産卵期・産卵場：
4～9月（有明海の湾央部～湾奥部）
- 食性：
甲殻類、多毛類、貝類など
- 捕食者：不明

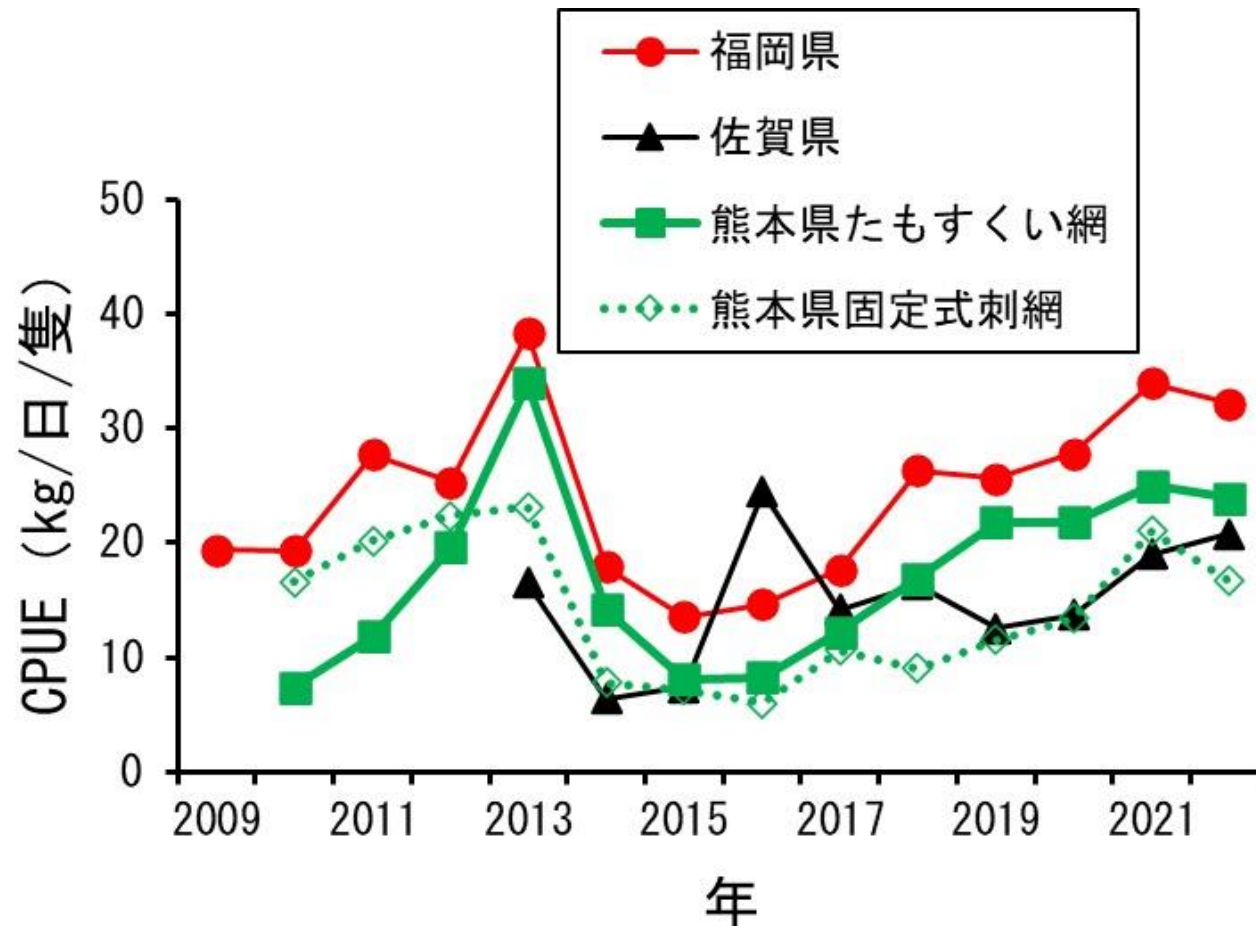
- 漁場は有明海全域
- 主漁法はカゴ、固定式刺網、たもすくい網、小型底びき網

漁獲の動向①



- 4県の合計漁獲量は、1985年の最大値1,781トンから2000年の142トンにまで急減し、2022年には170トン（福岡31トン、佐賀58トン、長崎34トン、熊本48トン）となっている
- 4県合計と県別の漁獲量を、三分位数によって三分割すると、2022年の4県合計漁獲量は低位、県別漁獲量は低位（長崎）または中位（福岡、佐賀、熊本）に相当する

漁獲の動向②



- 2009～2022年の各県・漁業種のCPUE（操業1日・1隻あたりの漁獲量）は、6～38（kg/日/隻）の範囲で増減を反復
- 2022年のCPUEは17～32（kg/日/隻）で、各県・漁業種の直近5年間（2018～2022年）の回帰直線の傾きはすべてプラスであった

資源評価のまとめ

- 1975～2022年の各年の漁獲量を三分位数で分別した結果、2022年の4県合計または県別の漁獲量は低位または中位に相当した
- 直近5年間（2018～2022年）の各県・各漁業種のCPUEは上昇傾向にあった
- 以上の漁獲量とCPUEの年変動から、2022年の有明海のガザミ資源は、低位または中位水準で増加傾向にあると考えられた。ただしこの傾向は、標準化CPUEなどの、より厳密な資源量指標によって再検証する必要がある

有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和5年度の実施状況

(令和6年1月末現在)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和5年度の実施状況
(1)漁獲努力量の削減措置	
① 抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	関係県において、採捕された抱卵ガザミ(黒デコ)の再放流又は一時蓄養により抱卵ガザミの産卵機会の確保を実施。
② 小型ガザミの再放流	関係県において、小型ガザミの保護のため、採捕された全甲幅長13cm以下のガザミの再放流を実施。
③ 軟甲ガザミの再放流	関係県において、資源保護、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めることを実施。
④ 採捕禁止期間の設定	日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第74号に基づき、有明海において、令和5年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止し、抱卵ガザミの保護を実施。
(2)資源の積極的培養措置	関係県において、ガザミ種苗放流を実施。
(3)漁場環境の保全措置	福岡県において、漁場の環境を改善するため覆砂を実施。また、環境省の事業で、有明海福岡県地先の漂流物の回収を実施。 熊本県において、漁場環境の改善のため、流木等を回収する取組を実施。
(4)その他	
① 各県による自主的取組措置	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 [実施内容に関しては別紙参照]
② 広域資源管理方針の取組みの周知・協力要請	関係県において、マリーナ、フィッシャリーナ、釣具店、関係漁協等におけるリーフレットによる広域資源管理方針の取組みの周知・協力要請を実施。

(参考)

【令和5年度のガザミ種苗放流状況】

単位:千尾

区 分	放 流 尾 数	放流サイズ	放流場所	放流時期	備 考
福 岡 県	2,404	C1～C5	有明海	6～9月	DNAマーカー
佐 賀 県	627	C1	有明海	7月	DNAマーカー
長 崎 県	2,279	C1、C2、C3	有明海	6～7月	DNAマーカー
熊 本 県	1,707	C1、C3	有明海	6～7月	DNAマーカー
計	7,017				

※放流サイズの「C1～C5」は、脱皮の回数(C1:5mm、C3:10mm、C5:20mm)。

【令和元年～令和4年度の放流尾数】

単位:千尾

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
福 岡 県	1,425	1,326	2,061	1,784	
佐 賀 県	676	651	1,298	2,425	
長 崎 県	1,840	2,600	2,350	2,605	
熊 本 県	1,792	1,631	1,983	1,865	
計	5,733	6,208	7,692	8,679	

※平成30年度から、有明海漁業振興技術開発事業により、従来と比較して小型[C1:5mm]サイズ種苗を試験的に放流しているため、放流尾数が増加している。

県名	措置	各県による自主的取組内容
福岡県	休漁 サイズ	6月～8月の土曜日休漁 全甲幅長13cm以下の再放流
佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流
熊本県	休漁 サイズ	許可期間中60日以上 of 休漁（刺網・一部地域） 全甲幅長13cm以下の再放流
長崎県	休漁 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間 ○全甲幅長13cm以下の再放流

2. 有明海ガザミ広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和5年4月～令和6年1月現在)

開催年月日	会 議 名	参加機関	内 容
R5.5.26	令和5年度第1回有明海ガザミ資源管理漁業者協議会	漁業者、漁連、長崎県庁、九調	○有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく令和4年度の実施状況 - 第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について ○有明海ガザミ資源管理の取組推進について ○その他
R5.11.29	令和5年度第1回有明海ガザミ広域資源管理検討会議	関係各県行政・研究者・漁業関係者(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)、水研、九調	○有明海ガザミの資源について ○令和5年度における広域資源管理の取り組みについて ○その他
R5.12.13	第1回有明海ガザミ行政担当者打合せ	関係各県行政(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)、九調	○遊漁者の実態の把握について ○長崎県有明海ガザミ資源管理漁業者協議会からの要望について ○今後の進め方について
R6.1.22	第2回有明海ガザミ行政担当者打合せ	関係各県行政(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)、九調	○遊漁の実態の把握について ○長崎県有明海ガザミ資源管理漁業者協議会からの要望について
R6.1.29	令和5年度第2回有明海ガザミ広域資源管理検討会議	関係各県行政・研究者・漁業関係者(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)、水研、九調	○有明海ガザミの資源について ○令和5年度における広域資源管理の取り組みについて ○その他

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田 中 栄 次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和六年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

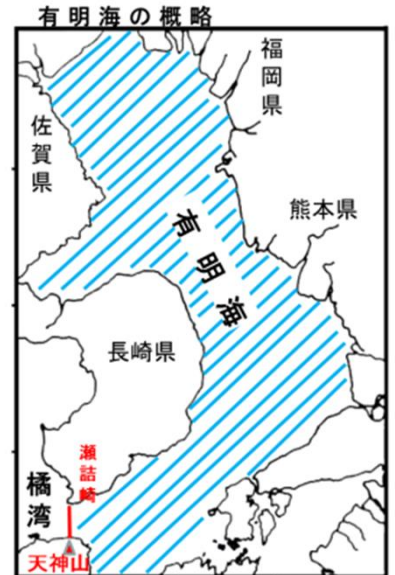
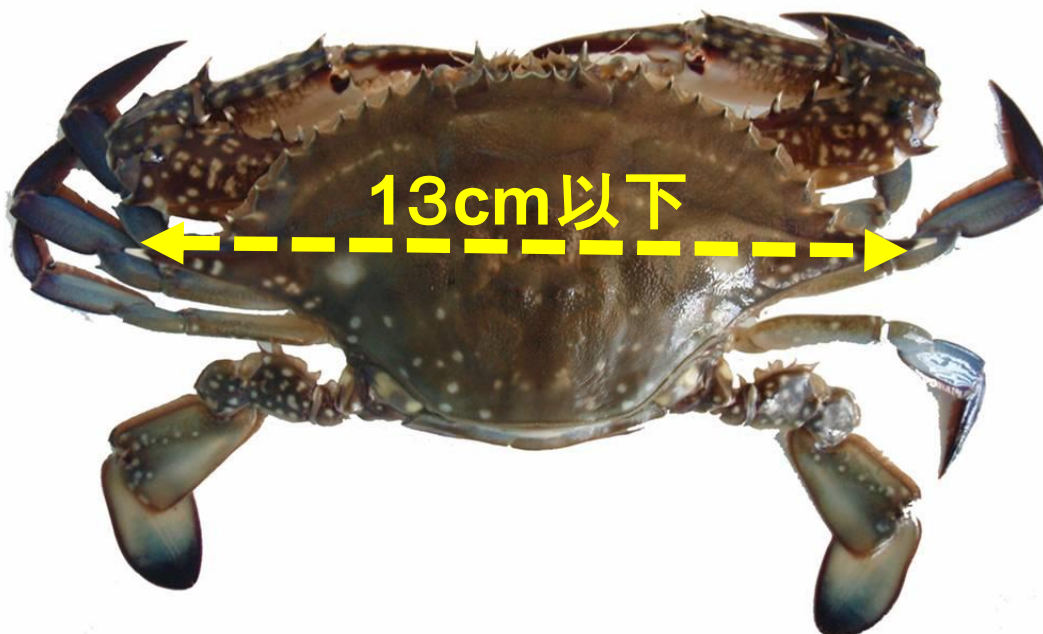
ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1～6/15)

有明海では、6月1日～6月15日の間、漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

※周年、全甲幅長13cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。



ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は依然低位のまま

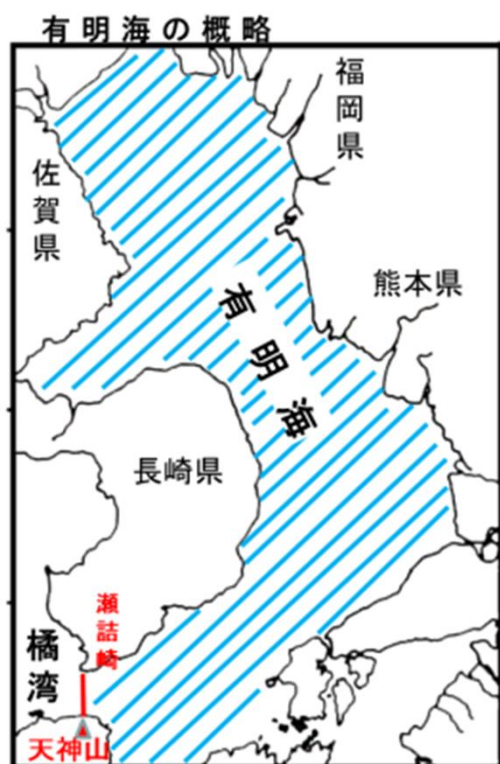
ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針（令和3年3月18日公表）に基づき資源回復のための取組として

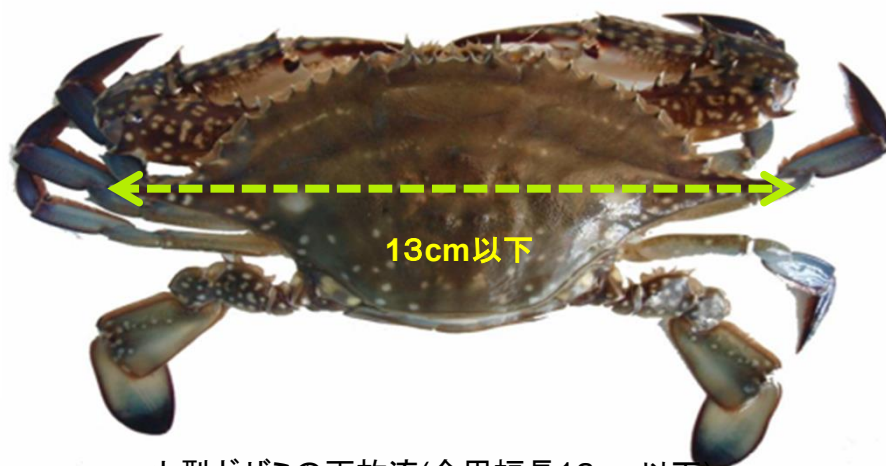
- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長13cm以下）
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ⑤種苗放流

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長13cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

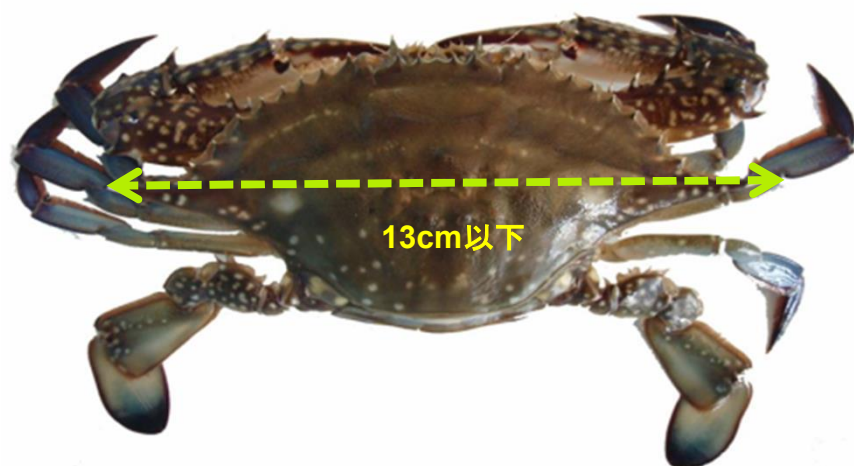
- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長13cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）＊
＊漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。



甲羅の長さが13cm以下の小型ガザミは再放流しています。

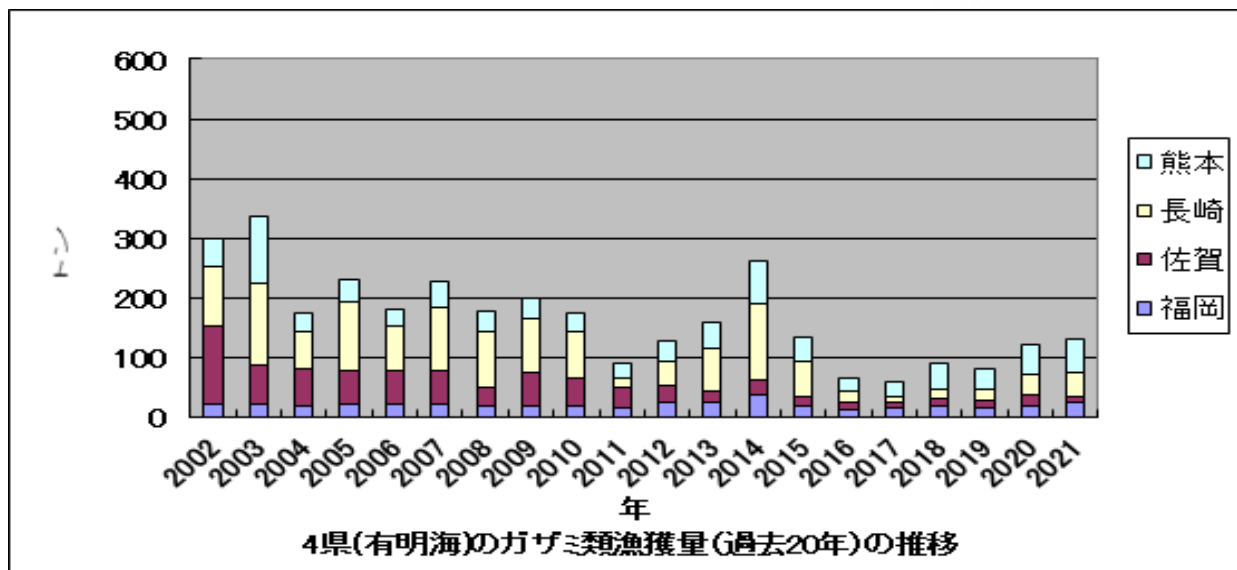
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
（問合せ先：TEL092-273-2004）

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、平成28年に過去最低の59トン記録したが、平成30年は82トンであった。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



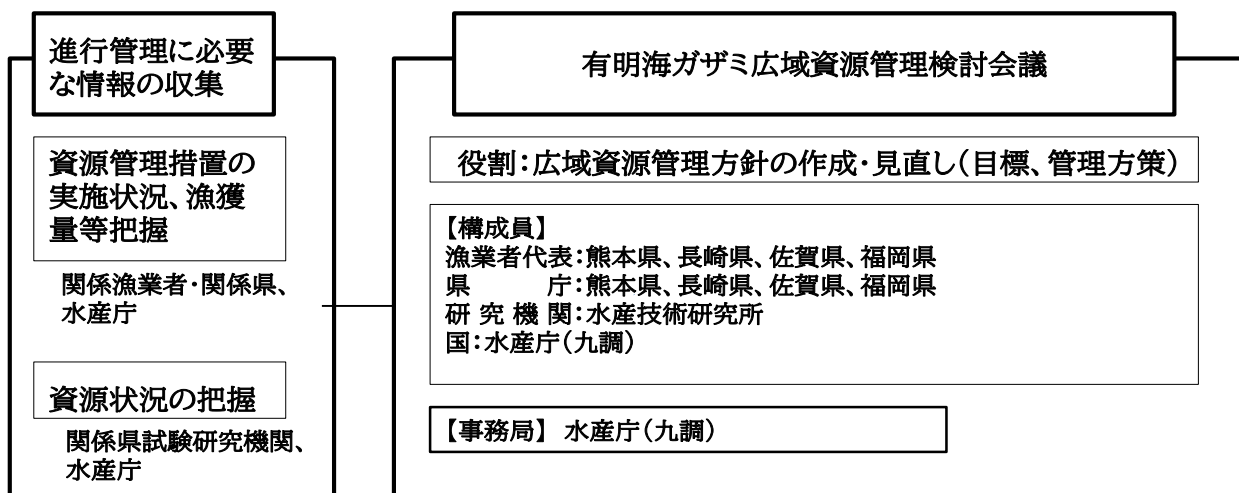
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業:刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

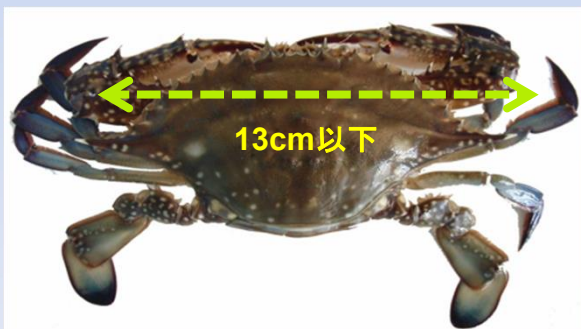
①放卵ガザミ(黒デコ)の保護

- ・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

- ・全甲幅長13cm以下の小型ガザミ再放流。

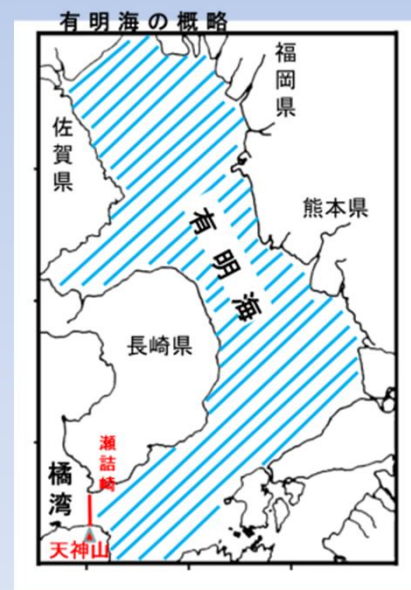


③軟甲ガザミの再放流

- ・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

- ・産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

○資源の積極的培養措置

- ・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



○漁場環境保全措置

- ・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

